年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集の結果について

令和４年３月 29 日
厚生労働省年金局
事　業　管　理　課

標記については、令和４年１月 18 日から同年２月 16 日まで御意見を募集したところ、５件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と、御意見に対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

番号	御意見の概要	御意見に関する考え方
1	概要の２の（４）では、「本人確認等のための書類として手帳を定めている厚生労働省関係省令について、当該書類から手帳を削除する改正を行う」とされているが、令和４年４月１日から国民年金手帳に代わり新たに送付されることとなる「基礎年金番号通知書」は、本人確認等のための書類として使用することができるのか（改正後の省令では、国民年金手帳に代わり、「基礎年金番号通知書」が本人確認等のための書類として規定されることになるのか）。	今般の改正省令においては、「国民年金手帳」を削る改正を行い、基礎年金番号通知書の追加は行っておりません。 ただし、実務上においては、「市町村等が適当と認めるもの」に該当する場合は本人確認書類として利用できる旨を公布通知においてお示ししております。
2	「（１）加給年金額の支給停止規定の見直しに伴う所要の規定の整備」で「受給権を有するのに、全額が支給停止されていて」かつ「加給年金額相当部も支給停止する」とはどのような状況か。 また、これに伴う所要の規定の整備とは何をするのか。	加給年金額の加算の対象となる配偶者が老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 以上であるものに限る。）等の支給を受けることができる場合には、その全額が支給停止されている場合を除き、加給年金額相当部分の支給が停止されてきたところです。

		今般の政令改正により、配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が在職老齢年金制度によりその全額が支給停止されている場合等には加給年金額相当部の支給を停止することとされました。 これに伴い、配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付の全額が支給停止又は当該支給停止の解除がされた場合の、加給年金額相当部分の支給停止への影響は無くなることから、当該場合における加給年金額支給停止事由の該当の届出及び加給年金額支給停止事由の消滅の届出の提出を不要とする改正等を行いました。
３	在職定時改定と加給年金額の加算について。 たとえば、夫が 62 歳で特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生し、その後も厚生年金保険の被保険者として働き続け、68 歳の 9 月 1 日の在職定時改定で 240 月以上になっていれば、かつ、そのときに、厚生年金保険の加入期間が 240 月未満の妻（配偶者）と生計維持関係にあれば、加給年金額が加算されるという認識でよろしいのでしょうか。 ちょっと事例が変わりますが、そのようなときに、62 歳で特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したときの妻と 65 歳で別れ、67 歳のときに別の女性と再婚していても、68 歳の 9 月 1 日の在職定時改定で 240 月以上になっていれば、再婚した妻と 8 月 31 日の時点で生計維持関係があれば、加給年金が加算されるという認識でよろしいのでしょうか。それとも、この場合、生計維持関係を判定するのは、8 月 30 日、あるいは別な日にちになるのでしょうか。	在職定時改定により、「老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 以上となるに至った当時」その者によって生計を維持している 65 歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金額が加算されます。 このため、お尋ねの１例目の場合には、妻（配偶者）が 65 歳未満の場合は加給年金額が加算されることとなります。 また、お尋ねの２例目の場合には、夫が９月１日を跨いで在職している場合、68 歳の９月１日時点において、65 歳未満の妻（配偶者）と生計維持関係があれば加給年金が加算されることとなります。

	該当届を提出するのはいっこうにかまわないといえばかまわないのですが、該当するかどうかがわからないと、該当届を出そうにも提出できません。在職定時改定と加給年金額の加算に関する事例や手続き規定を、厚生労働省のＨＰに、Ｑ＆Ａを掲載していただきたいのですが、いかがでしょうか。ご検討よろしくお願い申し上げます。	いただいたご指摘を踏まえ、令和２年年金法改正法の円滑な施行に向け、順次 HP 等により周知させていただきます。
4	在職定時改定の導入に伴う所要の規定の整備について。 改正後の厚生年金保険法第 43 条第２項の規定によって老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 以上となった場合、 加給年金額加算事由該当の届出を提出しなければならないこととする、とのことであるが、令和 4 年 9 月 1 日以後であれば提出していいということか。あるいは、年金額が加算される 10 月 1 日以後でないと提出できないということか。 あわせて、在職定時改定によって、振替加算が支給されなくなる事例もでてくると想定されるが、そのような場合には、とくに〇〇届という様式は提出しなくても、日本年金機構のほうで、厚生年金保険に 240 月以上加入したことはわかるので、自動的に 10 月分以降から支給されなくなるシステムが構築されているという認識でよろしいか。それとも、この場合も、〇〇届という書類を提出しないと、振替加算が支給され続けて、後日、過払いが発生するということになってしまうのでしょうか。	お尋ねの例の場合における加算開始事由該当の届出については、令和４年９月１日時点において被保険者である場合、令和４年９月１日以後に提出していただけます。 お尋ねの振替加算の停止につきましては、振替加算が行われている受給権者について、 ・在職定時改定により被保険者期間が 240 月以上となった場合であって、厚生労働大臣が支給する老齢厚生年金を受給することとなったときは、自動的に支給停止となりますので届出は不要です。 ・在職定時改定により組合員期間が 240 月以上となった場合であって、退職共済年金等を受給するときには、老齢基礎年金加算額不該当届の提出が必要となる場合があります。個別の事例に関する詳細については、施行期日

		以降に年金事務所にお尋ねください。
	加給年金額の支給停止規定の見直しに伴う所要の規定の整備について、確認させてください。 夫が 65 歳以上で配偶者加給年金額が加算されている場合、令和 4 年 4 月以降に、妻が 240 月以上加入期間のある、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生した場合、妻は自分自身の年金請求を、事前に送付されたＴＡで行うのが通例だと思うのですが、このときに、事前に送付されたＴＡに必要事項を記入するだけでなく、夫に加算されている配偶者加給年金額を支給停止にするために、別途、〇〇号様式という書類を提出しないといけないという改正なのでしょうか。　それとも、ＴＡに必要事項を記入して、年金事務所に提出すれば、ほかに何も書類を提出しなくても、夫に加算されていた配偶者加給年金額が支給停止になるようにするための、厚生労働省関係省令について所要の改正を行うということなのでしょうか。 　年金事務所で年金請求をする際に、配偶者の加入歴も調べていると思いますので、今回の所要の改正により、特段の手続きをしなくても、夫に加算されていた配偶者加給年金額は、妻が年金請求をすれば、自動的に支給停止になると認識していいのでしょうか。 なるべく事務手続きを簡便にするために、一定の要件を満たす配偶者（妻）が、年金請求をすれば、他の配偶者（夫）に加算されていた配偶者加給年金額は、自動的に支給停止になるような改正にしていただきたいと考えます。 あわせて、夫婦とも第１号厚生年金被保険者で	お尋ねの例における配偶者加給年金の支給停止については、今回の改正以前から、夫婦ともに厚生労働大臣が支給する老齢厚生年金等を受給する場合には、届出をいただくことなく配偶者加給年金の支給を停止することとなっております。 　一方で、上記以外の場合（加給年金の加算の対象者が、厚生労働大臣以外の実施機関から加入期間が 240 月以上ある退職共済年金等の支給を受けている場合）には、加給年金額支給停止事由に該当した旨を届け出ていただく必要があります。個別の事例に関する詳細については、年金事務所にお尋ねください。 　なお、今回実施する加給年金額の支給停止規定の見直しに伴う所要の規定の整備の内容については、番号２の御意見に関する考え方に記載していますのでご確認ください。

	ある場合はもとより、一方の配偶者が、他の実施機関（たとえば、第３号厚生年金被保険者）に 240 月以上加入している場合であっても、加入期間の確認のために時間を要するということはなく、かつ、今回の所要の改正というのは、その手続きはワンストップサービスの対象になると理解してよろしいのでしょうか。	